

坂東市ふるさと応援寄附返礼品等協力事業者募集要項

(目的)

- 1 この要項は、ふるさと納税制度の活用による坂東市への寄附促進、坂東市の魅力や特産品等のPR及び地域経済の活性化の推進を図るため、坂東市にふるさと応援寄附をした市外在住の方（以下「寄附者」という。）に送付する返礼品又は役務（以下「返礼品等」という。）の取扱い及び寄附者に対する返礼品の提供に協力する法人、団体又は個人業者（以下「協力事業者」という。）の募集に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(応募条件)

- 2 協力事業者及び返礼品等は、次に掲げる要件全てに適合するものとする。

(1) 協力事業者

ア 国が定める法令等並びに茨城県及び坂東市が定める条例等（以下「法令等」という。）を遵守した生産、製造、販売等を行っていること。

イ 坂東市内に本社（本店）、支社（支店）、事業所又は工場があること。ただし、特例控除対象寄附金の対象となる都道府県等の指定に係る基準等（平成31年総務省告示第179号。以下「総務省告示」という。）第5条第8号に規定する共通返礼品を提供する法人等についてはこの限りでない。

ウ 返礼品等に関する問合せに対して、迅速かつ適切な対応が可能であること。

エ 坂東市税等の滞納がないこと。

オ 代表者等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

(2) 返礼品等

ア 坂東市の魅力や特産品であること等をPRすることが可能で、交流人口の拡大や地域産業の振興につながる要素を持つ商品等であり、かつ、お礼の品としてふさわしい商品又は役務であること。

イ 法令等に適合した生産、製造、加工、販売、役務を自らが提供又は企画するものであり、総務省告示第5条各号のいずれかに該当するものであること。

ウ 品質及び数量の面において、安定供給が見込めること。ただし、期間限定又は数量限定で供給可能なものは取り扱うものとする。

エ 返礼品等が飲食物の場合は、十分かつ適切な賞味期限及び消費期限が確保されるものであること。

オ 返礼品等が配送を要する場合は、一般的な宅配業者による集荷及び配送が可能な商品等であること。

(寄附の金額)

3 寄附金額は10,000円以上とする。ただし、市長が特に認めたものは、その限りでない。

(応募手続)

4 協力事業者及び返礼品等の応募は、次に掲げるとおりとする。

(1) 協力事業者の応募は、坂東市ふるさと応援寄附返礼品等協力事業者登録申込書(様式1)により行うものとする。

(2) 返礼品等の応募は、坂東市ふるさと応援寄附返礼品シート(様式2)により行うものとする。

(返礼品の選考)

5 返礼品の選考は、申込内容等を総合的に判断して、協力事業者及び返礼品等を決定し、その結果を坂東市から申込者に通知するものとする。

(募集期間)

6 事業協力者及び返礼品等の募集は、随時行うものとする。

(事業の周知)

7 坂東市及び協力事業者は、次に掲げる事項により事業の周知を行うものとする。

(1) 坂東市は、ふるさと納税専門のインターネットサイト等において、返礼品等の画像、品名、協力事業者名等の掲載を行うものとする。

(2) 坂東市は、市が作成するふるさと応援寄附パンフレット等において、返礼品等の画像、品名、協力事業者名等の掲載を行うものとする。

(3) 協力事業者は、返礼品等の発送の際、市が認めた商品カタログ等を同梱し、自社製品のPR又は販売促進を行うことができるものとする。

(留意事項)

8 坂東市及び協力事業者は、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 協力事業者は、この事業による業務を遂行するための個人情報の取扱いについて、坂東市個人情報保護条例（平成17年坂東市条例第11号）及び法令等を遵守し、適正に取り扱わなければならない。

(2) 協力事業者は、返礼品等の品質等に関して寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応し、解決に努めること。この場合において、品質等に問題があった場合の補償やクレームへの対応については、坂東市は一切の責任を負わないものとする。

(3) 坂東市は、協力事業者及び返礼品等が本要項に定める条件に適合しなくなると認める場合、予告なく取扱いを中止することができるものとする。

(4) この要項に定めのない事項について疑義が生じた場合は、坂東市及び協力業者双方が協議するものとする。

(問合せ及び申込先)

9 問合せ及び申込先の事務局は、坂東市役所企画部企画課とする。